

裁判長印
認

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成18年(受)第2208号
決 定 日	平成19年2月27日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	藤 田 宙 靖 上 田 豊 三 堀 龍 幸 男 那 須 弘 平 田 原 睦 夫
当 事 者 等	申 立 人 三 谷 鞆 彦 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 柳 原 敏 夫 相 手 方 柏 書 房 株 式 会 社 同 代 表 者 代 表 取 締 役 高 木 凡 子 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 北 村 行 夫 ほか
原 判 決 の 表 示	知的財産高等裁判所平成18年(ネ)第10037号, 第10050号(平成18年9月26日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 平成19年2月27日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 三 枝 かほる (印)	